

日医発第 549 号（保 98）
平成 18 年 8 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給
及び食事療養に係る標準負担額の取扱い等について

平成 18 年 7 月 21 日付政令第 241 号をもって老人保健法施行令等の一部が改正され、公布の日から施行されたところであります。

当該一部改正の主な内容につきましては、平成 18 年 7 月 28 日付日医発第 436 号（保 81）にてご連絡申し上げたところでありますが、今般、別途発出されることとなっております健康保険及び船員保険に関する通知が発出されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の通知は、税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者について経過措置が設けられたことに伴い、当該経過措置対象者（特定収入被保険者及びその被扶養者並びに市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者）に対する高額療養費又は食事療養に係る標準負担額の支給の具体的取扱いが示されたもので、下記のとおりであります。

また、政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務に係る取扱いについて、社会保険庁運営部医療保険課長から通知が発出されました（添付資料 2）。当該通知中、別添 2 のリーフレットは高齢受給者証の交付対象となる被保険者に対し、保険者からの案内に同封して送付されるものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度診療報酬改定の情報」に掲載いたします。

記

1. 税制改正に伴い、70歳以上の者のうち、現役並みの所得がある者（一定以上所得者）を判定する基準収入額が引き下げられた。

高齢者

70歳以上の被扶養者を有する場合 621万円 → 520万円(年収ベース)
 70歳以上の被扶養者を有しない場合 484万円 → 383万円(年収ベース)

2. 「1.」に伴い、従来の基準であれば1割負担だった患者が平成18年9月から2割負担（平成18年10月から3割負担）になる場合が生じる。

3. 「2.」の患者については、平成18年9月から平成20年8月までの2年間に限り、高額療養費の自己負担限度額を一般並みに据え置く経過措置が設けられている。

（高齢者（一般）の自己負担限度額）

平成18年9月まで〔入院：40,200円，入院以外：12,000円〕

平成18年10月から（予定）〔入院：44,400円，入院以外：12,000円〕

〔対象者：特定収入被保険者〕

収入額

（70歳以上の被扶養者を有する場合） 520万円以上 621万円未満

（70歳以上の被扶養者を有しない場合） 383万円以上 484万円未満

4. 高齢受給者証の「一部負担の割合」欄に以下（例）のように記載される。

○経過措置対象（特定収入被保険者及びその被扶養者）とならない場合（例）

一部負担金の割合	3割（平成18年9月30日までは2割）
----------	---------------------

○経過措置対象（特定収入被保険者及びその被扶養者）となる場合（例）

一部負担金の割合	3割（平成18年9月30日までは2割） ※ 自己負担限度額「一般」適用
----------	--

※ 政府管掌健康保険の高齢受給者証の記載例については、政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務に係る取扱いについて（平18.7.31 庁保険発第0731003号社会保険庁運営部医療保険課長通知）（添付資料2）を参照。

5. 医療機関は高齢受給者証に従い一部負担金を徴収するが、入院患者及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合管理料算定患者の自己負担限度額には注意が必要である。

6. 市町村民税経過措置対象被保険者の取扱い

(1) 市町村民税経過措置対象被保険者

平成17年1月1日現在で65歳以上の被保険者であって、合計所得金額が125万円以下である者

(2) 市町村民税経過措置対象被保険者に係る取扱い（経過措置）

市町村民税経過措置対象被保険者の高齢受給者である被扶養者（経過措置対象被扶養者）は低所得Ⅱ区分とみなし、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分欄に「Ⅱ」と記載される。

(3) 経過措置期間

平成18年8月から平成20年7月まで

以上

(添付資料)

1. 健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて

(平18. 7. 31 庁保険発第0731001号社会保険庁運営部医療保険課長通知)

(平18. 7. 28 保保発第0728001号厚生労働省保険局保険課長通知)

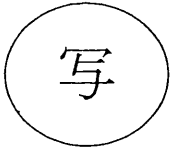
2. 政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務に係る取扱いについて

(平18. 7. 31 庁保険発第0731003号社会保険庁運営部医療保険課長通知)

3. 老人保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について

(平18. 7. 21 庁保発第0721001号社会保険庁運営部長通知)

(平18. 7. 21 保発第0721004号厚生労働省保険局長通知)



庁保険発第 0731001 号
平成 18 年 7 月 31 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給
及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて

標記については、老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 241 号)において、税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者について経過措置が設けられたことに伴い、別添のとおり厚生労働省保険局保険課長から当職あて通知されたところであるので、その実施にあたっては、遺漏のないよう取り扱われたい。

写送付先 地方社会保険事務局事務所長
社会保険事務所長



保保発第0728001号
平成18年7月28日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給
及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて

高齢受給者の高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについては、「健康保険及び船員保険における高齢受給者に係る高額療養費及び入院時食事療養費の減額の取扱いについて」(平成14年9月27日保保発第0927010号・庁保発第35号)(以下「高額療養費等の取扱い通知」という。)において示しているところであるが、今般、老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第241号)において、税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者について経過措置が設けられたことに伴い、当該経過措置対象者(特定収入被保険者及びその被扶養者並びに市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者)に対する高額療養費又は食事療養に係る標準負担額の支給の具体的取扱いについては、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、今回の取扱いについて、貴管下の被保険者、事業主、船舶所有者、保険医療機関その他の関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

I 特定収入被保険者に対する高額療養費の支給の取扱い

第1 特定収入被保険者

特定収入被保険者とは、健康保険法第74条第1項第3号又は第110条第2項第1号ニの規定が適用される被保険者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

- 療養の給付又はその被扶養者(70歳に達する日の翌月以後である場合に該当する者(以下「高齢受給者である被扶養者」という。)又は老人医療受給対象者に限る。以下2までにおいて同じ。)の療養を受ける日の属する月が平成18年9月から平成19年8月までの場合における健康保険法施行令第34条第2項又は第39条第2項の収入の額が、520万円以上621万円未満である者(被扶養者がいない者にあつては、383万円以上484万円未満である者)
- 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける日の属する月が平成19年9月から平成20年8月までの場合における健康保険法施行令第34条第2項又は第39条

第2項の収入の額が、520万円以上621万円未満である者（被扶養者がいない者にあつては、383万円以上484万円未満である者）

第2 特定収入被保険者に係る判定事務処理については、別紙1に定めるほか、「健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について」（平成14年9月27日保保発第0927007号・庁保険発第34号）に準ずること。

第3 特定収入被保険者及びその高齢受給者である被扶養者に係る高額療養費の支給については、高額療養費等の取扱い通知中「一般の高齢受給者」とみなして同通知を適用すること。

II 特定収入被保険者等に係る高齢受給者証の取扱い

第1 一部負担金の割合が2割負担となる者について、平成18年10月から3割負担となること、並びにIにより特定収入被保険者及びその高齢受給者である被扶養者について、高額療養費の自己負担限度額が一般区分とみなして適用されることを踏まえ、高齢受給者証において、次のいずれかにより一部負担金の割合等を表記すること。（下記参照）

- 1 平成18年9月から負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当しない者
10月以降の一部負担金の割合及び9月30日までの一部負担金の割合（2割）
- 2 平成18年9月から負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当する者
10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合（2割）及び自己負担限度額の区分（一般）

（高齢受給者証の一部負担金の割合欄の表記例）

- 1 現役並み所得者であつて経過措置の対象とならない者

3割（平成18年9月30日までは2割）

- 2 特定収入被保険者及びその被扶養者

3割（平成18年9月30日までは2割）
※自己負担限度額「一般」適用

第2 平成18年10月以降、負担区分に変更が生じて3割負担となる者については、9月30日までの一部負担金の割合（2割）は省略すること。

第3 なお、上記は表記例であり、これと同じ内容であれば異なる表記としても差し支えないこと。

第4 また、上記第1の1及び2と同等の内容を記載する場合においては、負担割合の変更の時期に併せて高齢受給者証を更新することも差し支えないこと。

Ⅲ 市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱い

第1 市町村民税経過措置対象被保険者

市町村民税経過措置対象被保険者とは、平成17年1月1日現在において65歳以上の被保険者であって、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 その高齢受給者である被扶養者の療養のあった月が平成18年8月から平成19年7月までの場合にあつては、平成17年の合計所得金額が125万円以下である者
- 2 その高齢受給者である被扶養者の療養のあった月が平成19年8月から平成20年7月までの場合にあつては、平成18年の合計所得金額が125万円以下である者

第2 市町村民税経過措置対象被保険者に係る高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱い

1 世帯負担限度額

市町村民税経過措置対象被保険者の高齢受給者である被扶養者（以下「経過措置対象被扶養者」という。）が療養を受けた月については、高額療養費等の取扱い通知に関わらず、次のとおりの計算となること。（別紙2及び3参照）

- ① 高齢受給者の外来の一部負担金等（以下「負担額」という。）について、外来の自己負担限度額を超える分を算出する（支給額①）。この際、経過措置対象被扶養者については、低所得者Ⅱの区分（8,000円）を適用する。
- ② 高齢受給者の負担額について、①の結果なお残る外来に係る負担額と入院に係る負担額を合算し（合算額i）、当該合計額から一般区分の高齢者世帯限度額を控除した額を算出する（支給額②）。
- ③ 支給額②について、合算額iに占める高齢受給者ごとの負担額に応じて按分する。
- ④ 経過措置対象被扶養者の個人単位で、当該者に係る支給額①を除いた後の負担額から低所得者Ⅱの区分の高齢受給者世帯限度額を控除した額を算出する。
- ⑤ ④で求めた額から③で求めた額を控除して得た額（残額がないときは0円）を支給額②に加算する（支給額③）。
- ⑥ 70歳未満の被保険者又はその被扶養者について合算基準額（2万1千円）を超える負担額があるときは、当該額と高齢受給者の負担額の合計額から支給額①及び支給額③を差し引いた額を算出する。
- ⑦ 被保険者及びその被扶養者の負担額のうち高額療養費の対象となるものに係る医療費の合計額を用いて、一般区分における世帯合算自己負担限度額を算出する。
- ⑧ ⑥から⑦を差し引いた額を算出する（支給額④）。
- ⑨ 支給額①、支給額③及び支給額④の合計額を高額療養費として支給。

2 高額療養費の現物給付化に係る取扱い及び食事療養に係る標準負担額の減額に関する特例

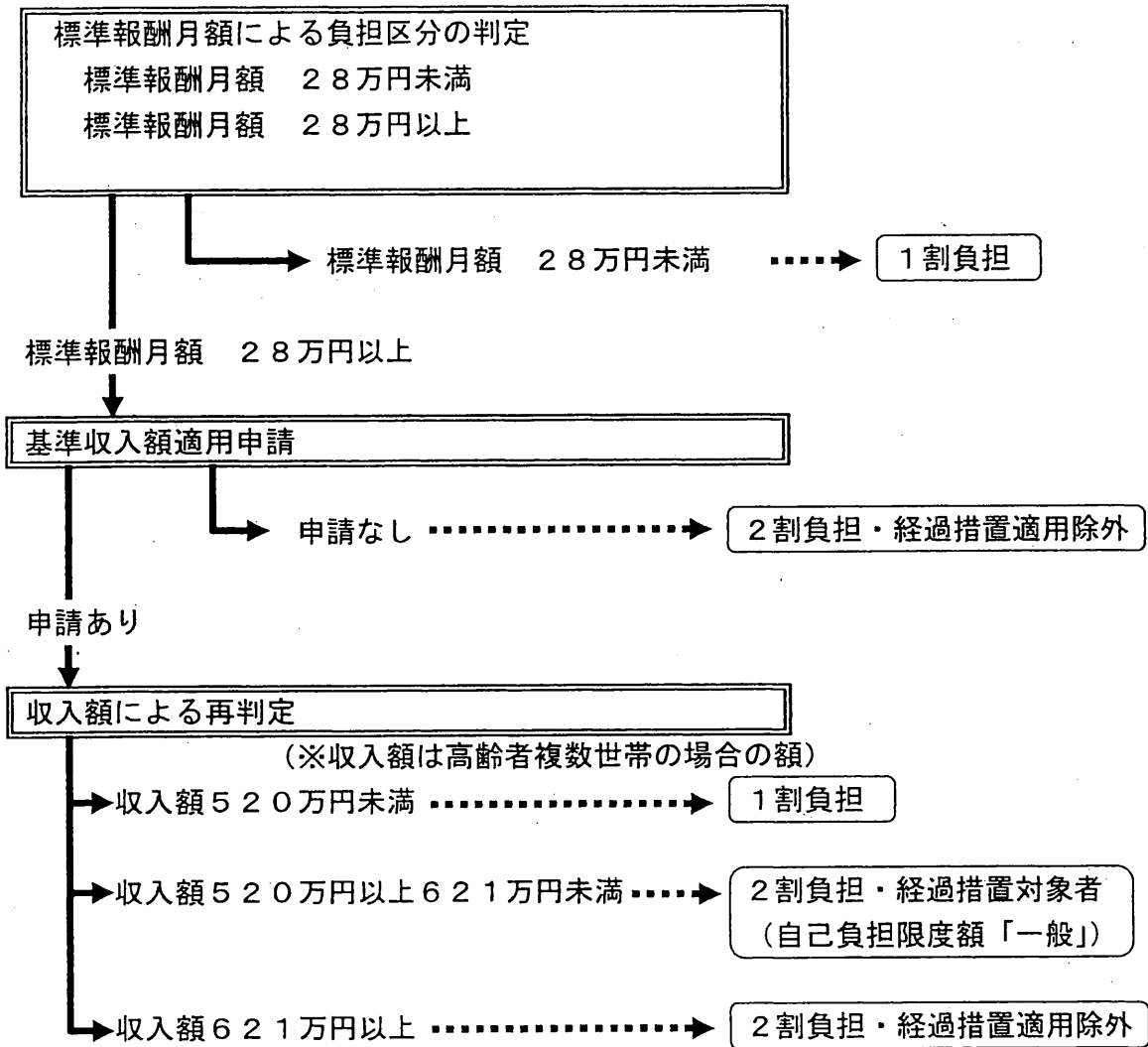
経過措置対象被扶養者は、高額療養費の現物給付化に係る取扱い及び食事療養に係る標準負担額の取扱いにおいては、その被保険者が市町村民税非課税者であるものとみなして取り扱うこと。なお、その取扱いに当たっては、当該被保険者が第1の要件に該当することについて市町村民税課税証明書により確認し、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行に際しては、適用区分欄に「Ⅱ」と記載して発行すること。

IV 船員保険における取扱い

船員保険においても、ⅠからⅢまでに準じて取り扱うこと。

○ 公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に係る判定事務の流れ

公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に係る判定にあたっては、所得の変動要因について、公的年金等控除の縮減によるものかその他の所得変動によるものかを問わず、基準額についてのみ判定を行うこととする。



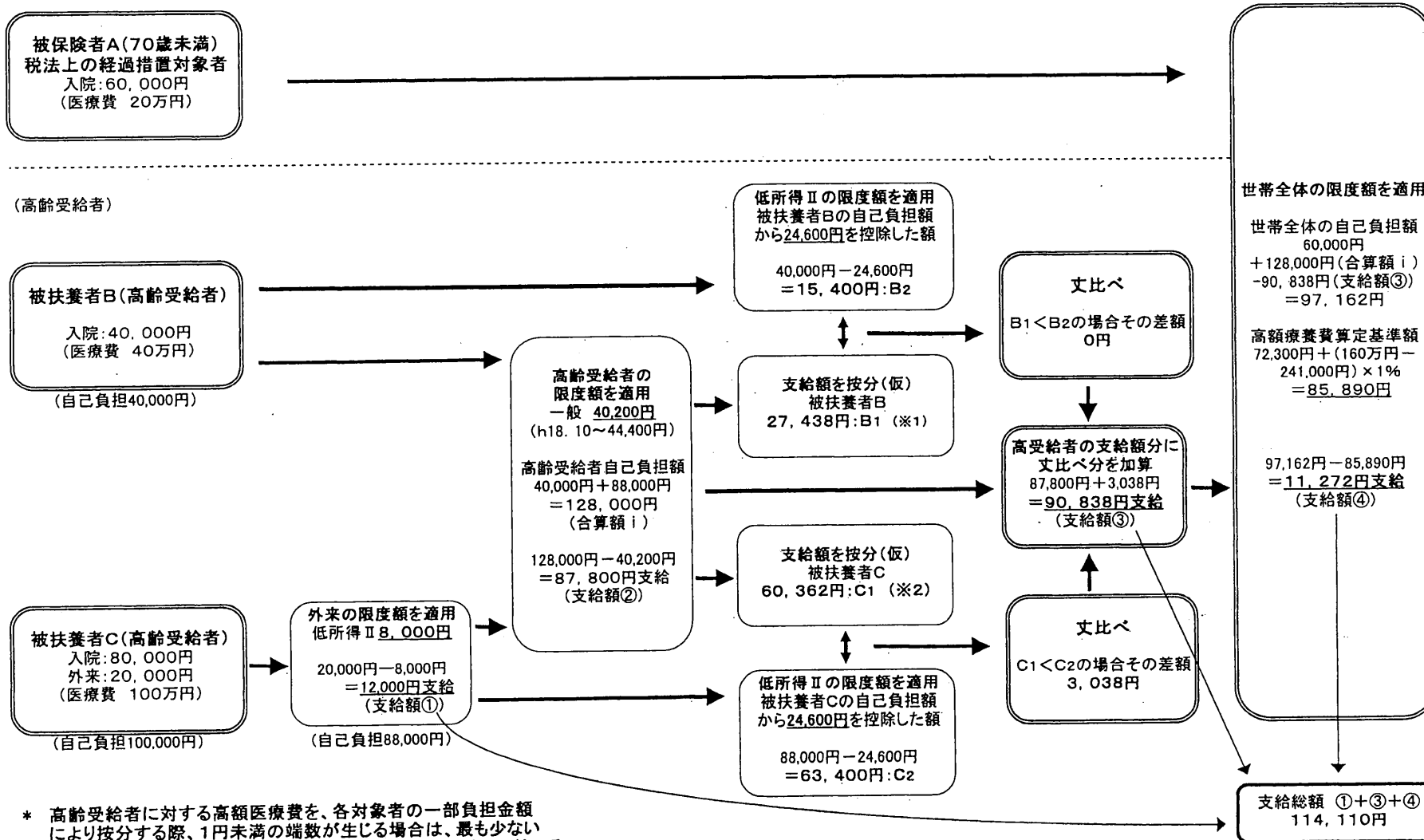
注1 「2割負担」については、平成18年10月より「3割負担」

注2 高齢者単身世帯の場合、

収入額 520万円→383万円、621万円→484万円

健康保険法における老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置に関する高額療養費の算定方法

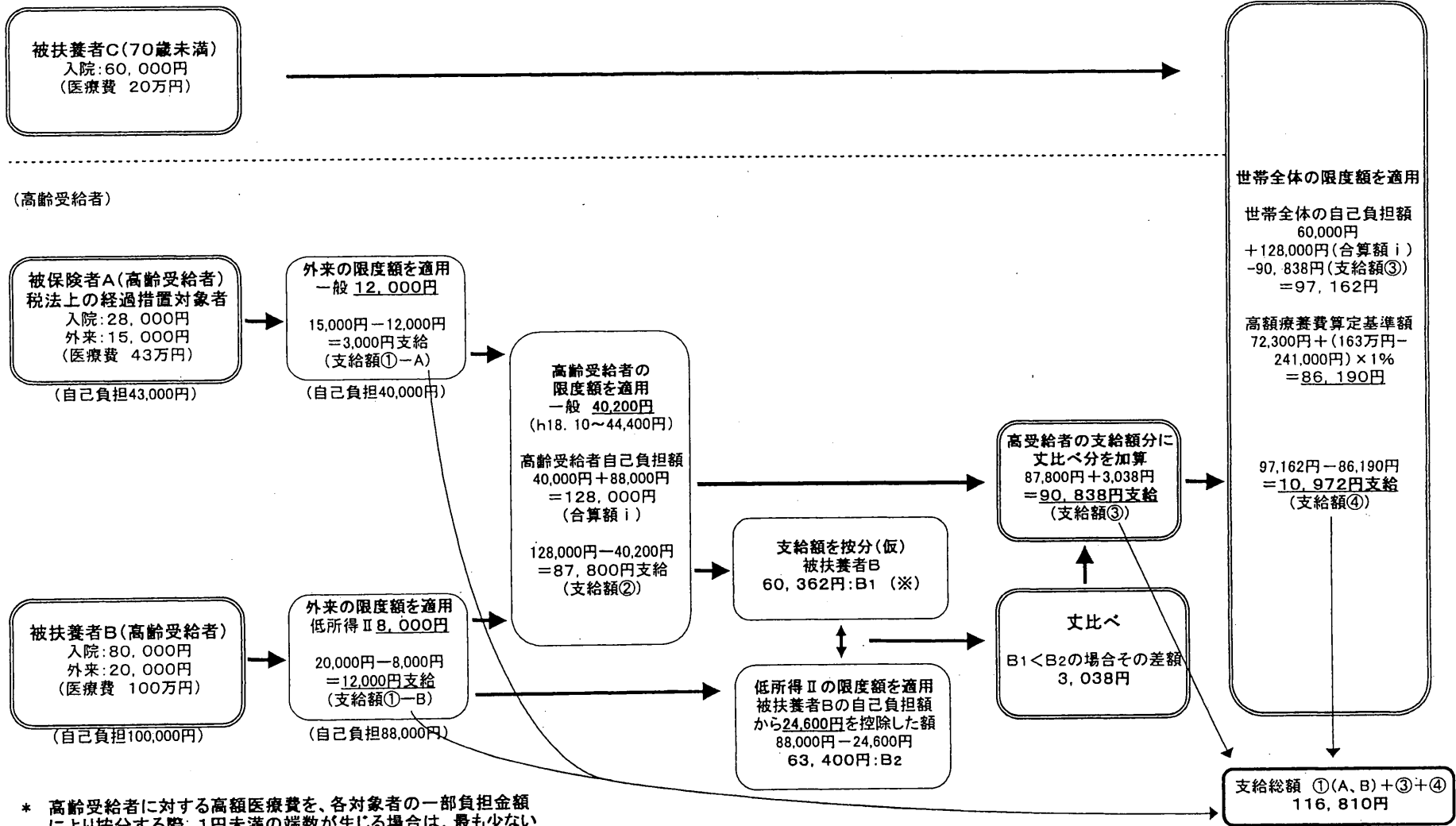
○税法上の経過措置対象者である70歳未満の被保険者Aに70歳以上の被扶養者B・Cがある場合



* 高齢受給者に対する高額医療費を、各対象者の一部負担金額により按分する際、1円未満の端数が生じる場合は、最も少ない支給額の1円未満を切り上げ、他の支給額の1円未満を切り捨てる。
 ※1 87,800円 × (40,000円 / 128,000円) = 27,438円
 ※2 87,800円 × (88,000円 / 128,000円) = 60,362円

健康保険法における老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置に関する高額療養費の算定方法

○税法上の経過措置対象者である70歳以上の被保険者Aに、70歳以上の被扶養者Bと70歳未満の被扶養者Cがある場合



* 高齢受給者に対する高額医療費を、各対象者の一部負担金額により按分する際、1円未満の端数が生じる場合は、最も少ない支給額の1円未満を切り上げ、他の支給額の1円未満を切り捨てる。
※ 87,800円 × (88,000円 / 128,000円) ≒ 60,362円

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金
の割合の判定等の事務に係る取扱いについて

標記にかかる事務の取扱いについては、「健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について」（平成 14 年 9 月 27 日保保発第 0927007 号・庁保険発第 34 号）及び「政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の定時決定時に係る事務等の取扱いについて」（平成 15 年 4 月 21 日庁保険発第 20 号）並びに「健康保険及び船員保険における高齢受給者に係る高額療養費及び入院時食事療養費の減額の取扱いについて」（平成 14 年 9 月 27 日保保発第 0927010 号・庁保険発第 35 号）に基づき取り扱っているところである。

今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）及び老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 241 号）の公布に伴い、その事務の取扱いについては「健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて」（平成 18 年 7 月 28 日保保発第 0728001 号）によるほか下記に基づき取扱うこととしたので、遺憾のないよう配慮されたい。

記

第 1 政府管掌健康保険関係

1. 現役並み所得者の判定基準について

- (1) 現役並み所得者か否かの判定に当たって基準となる標準報酬月額は、引き続き 28 万円であること。
- (2) 基準収入額については、平成 18 年 9 月から下記のとおり改正が行われたこと。

収入額	現 行	変更後
70 歳以上の被扶養者を有する場合	621 万円未満	→ 520 万円未満
70 歳以上の被扶養者を有しない場合	484 万円未満	→ 383 万円未満

- (3) 現役並み所得者の判定の流れについては、別紙 1 のとおり。

2. 税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者に対する経過措置について

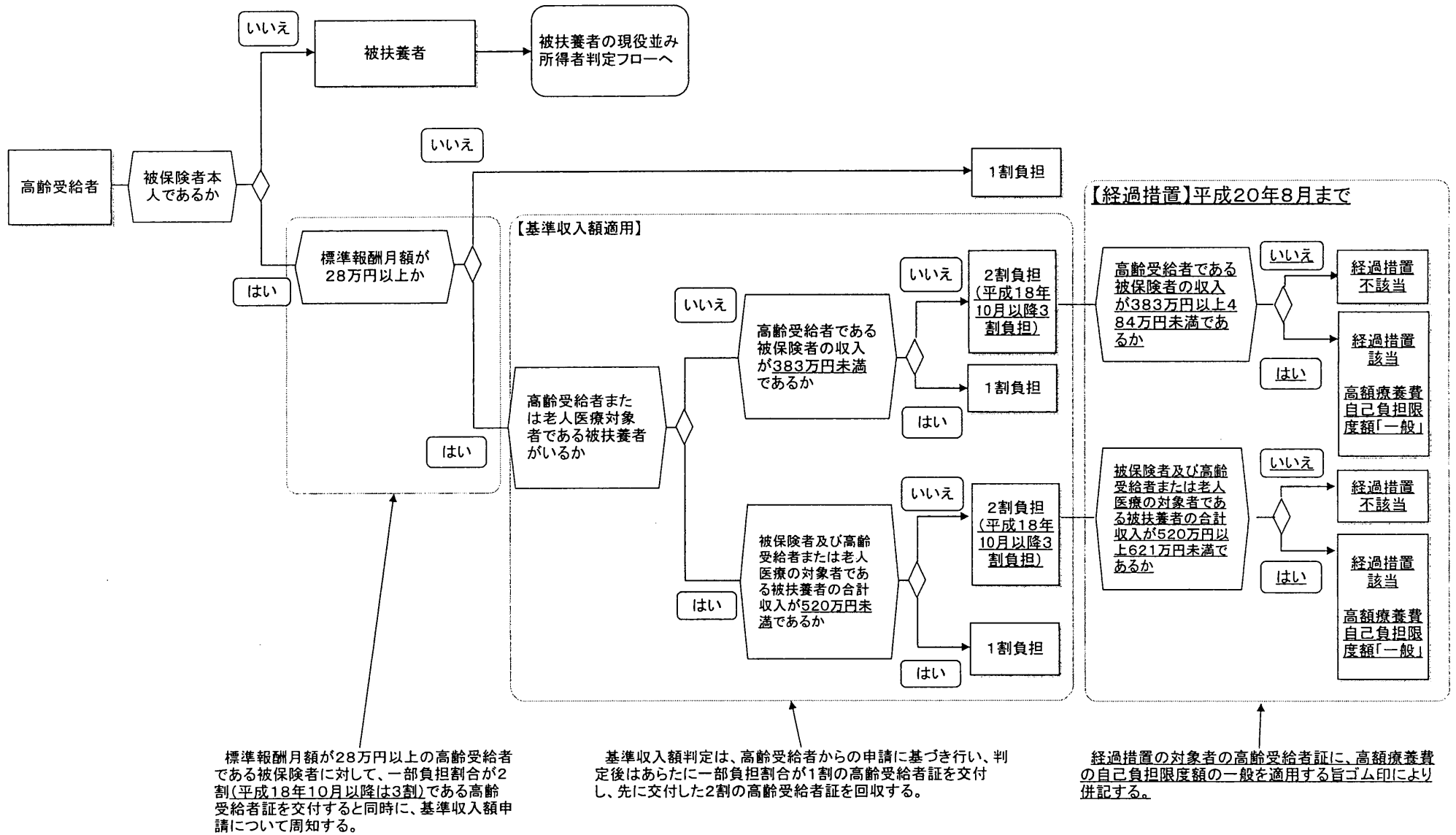
- (1) 経過措置対象者（特定収入被保険者及びその被扶養者並びに市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者）に対する高額医療費又は食事療養に係る標準負担額の支給の具体的取扱いについては、「健康保険及び船員保険における特定収入被保険者等に対する高額療養費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて」（平成18年7月28日保保発第0728001号）に準ずるほか次によること。
- (2) 特定収入被保険者に係る判定の事務処理については、「健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について」（平成14年9月27日保保発第0927007号・庁保発第34号）に定めるほか、下記に準ずること。
 - ① 特定収入被保険者か否かの判定（別紙1参照）は、健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書（以下「基準収入額適用申請書」という。）（別添3）による申請に基づいて行うこととなるが、判定の結果、特定収入被保険者に該当した者については、健康保険高齢受給者基準収入額適用判定不該当通知書（別添4）及び高齢受給者証を作成の上、（※自己負担限度額「一般」適用）とゴム印により併記（別添1参照）し交付すること。
 - ② 上記①の高齢受給者証は手作業により作成することとし、発効年月日は平成18年9月1日以降の効力が発する日となること。
 - ③ 被保険者から申請があったときは、高齢受給者基準収入額適用判定台帳（特定収入被保険者用）（以下「台帳」という。別添5参照。）に受付日、被保険者証の記号番号、被保険者氏名、被保険者生年月日、性別、対象者氏名、対象者生年月日、性別、住所、交付済みの証（以下「旧証」という。）の有効期限、旧証発効年月日を記載する。

3. 療養の給付に係る一部負担金の割合の変更について

- (1) 現役並み所得者の、療養の給付に係る一部負担金の割合については、平成18年10月から3割となること。

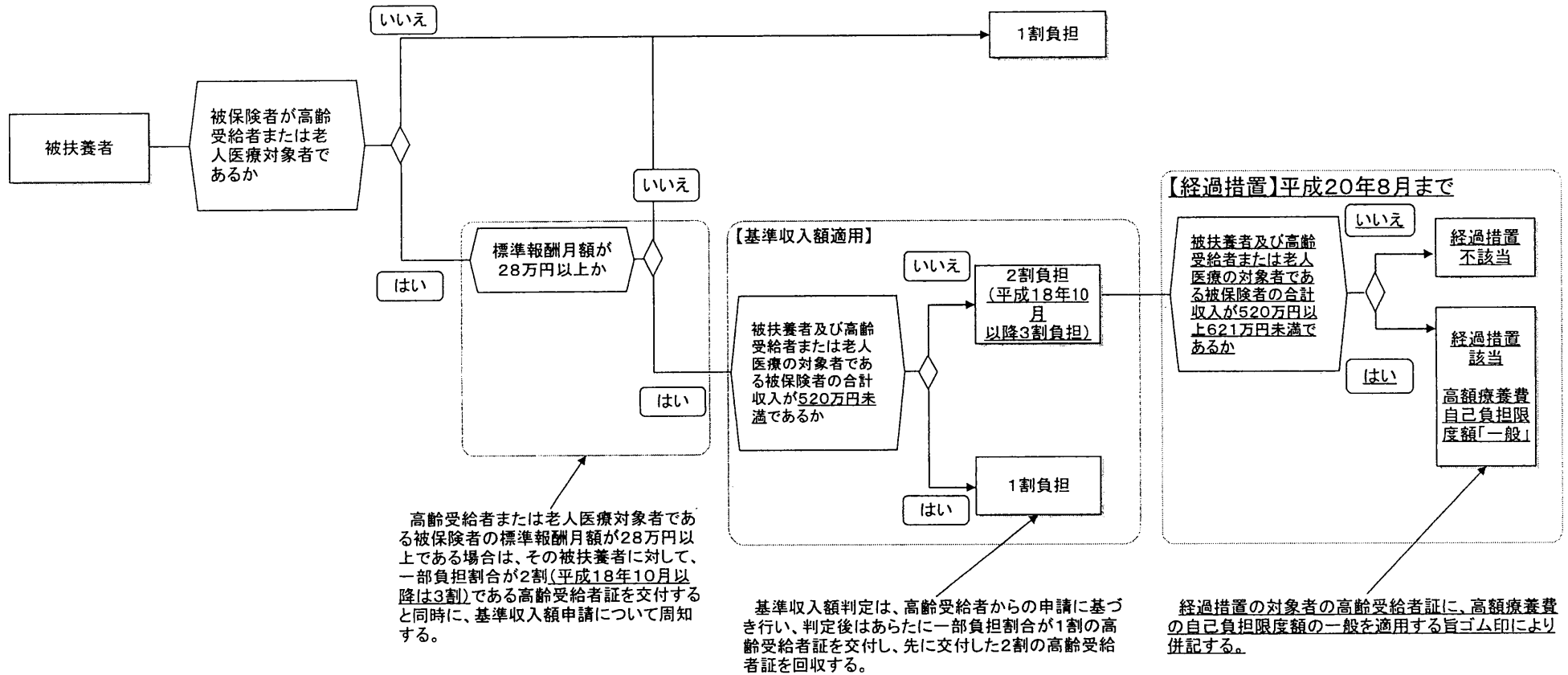
また、70歳以上の被扶養者の一部負担割合についても同様の取扱いとなること。
- (2) 定時決定による標準報酬月額改定により、一部負担金の割合が1割から2割に変更となる高齢受給者証及び平成18年9月末日までに新たに交付される一部負担金の割合が2割の高齢受給者証（9月の月次処理の際出力される、現役並み所得者に係る高齢受給者証（10月1日発効）を除く）については、ゴム印を使用して平成18年10月1日以降の割合を併記（別添1-1参照）した上で交付するとともに、交付済みの負担割合が1割の高齢受給者証については回収すること。
- (3) 9月の月次処理の際、現役並み所得者に係る高齢受給者証（10月1日発効）については、2割証が出力されるが当該2割証を交付することなく、3割証を再交付【届書コード253】し交付すること。
- (4) 既に2割の高齢受給者証を交付されている場合で、ゴム印により平成18年10月1日以降の割合を高齢受給者証に併記していない者に係る高齢受給者証については、平成18年9月中に、発効年月日が平成18年10月1日の一部負担金

被保険者の現役並み所得者判定の流れ



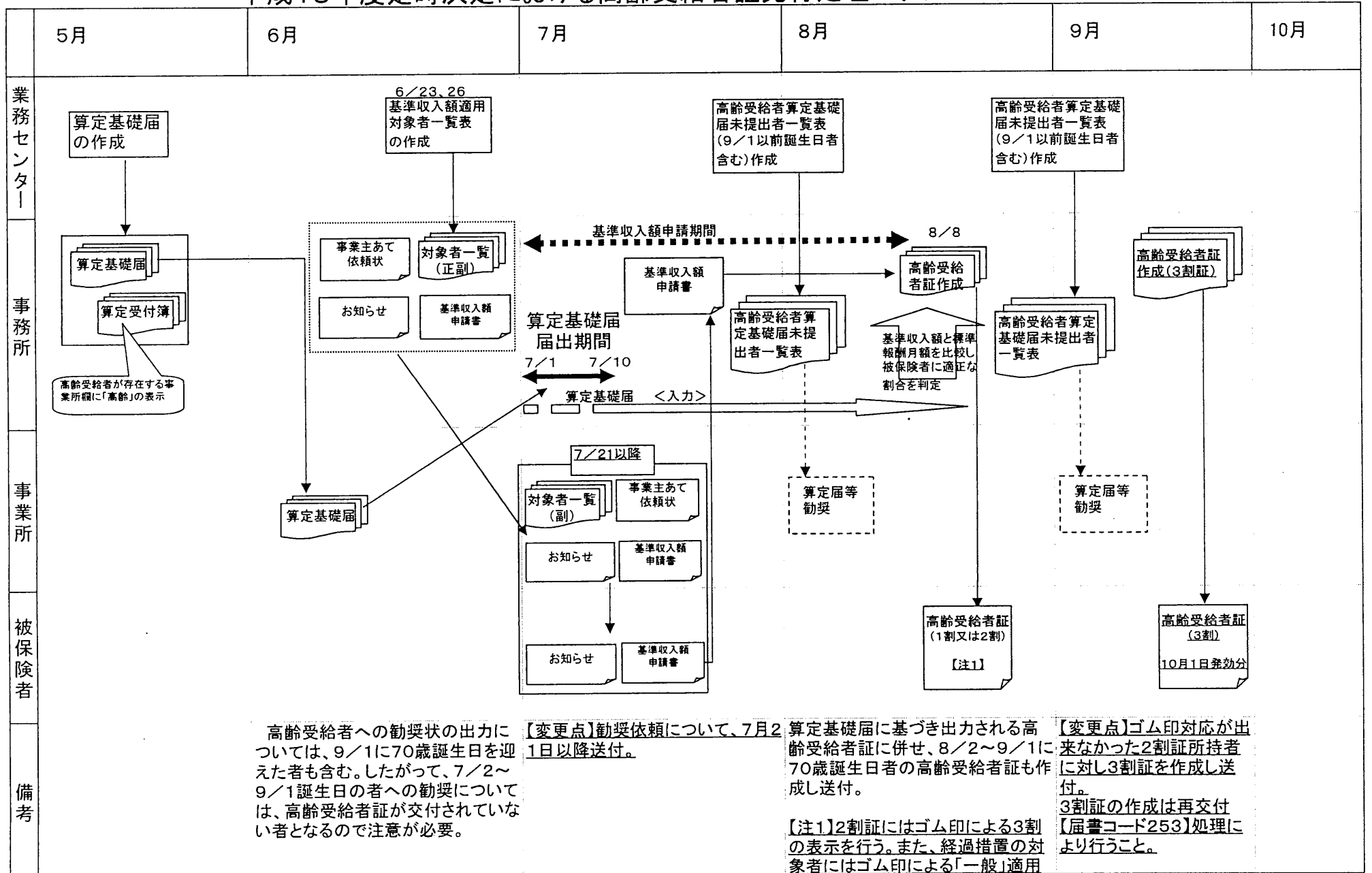
※下線部分が平成18年9月以降適用の一部負担割合判定に係る変更部分

被扶養者の現役並み所得者判定の流れ



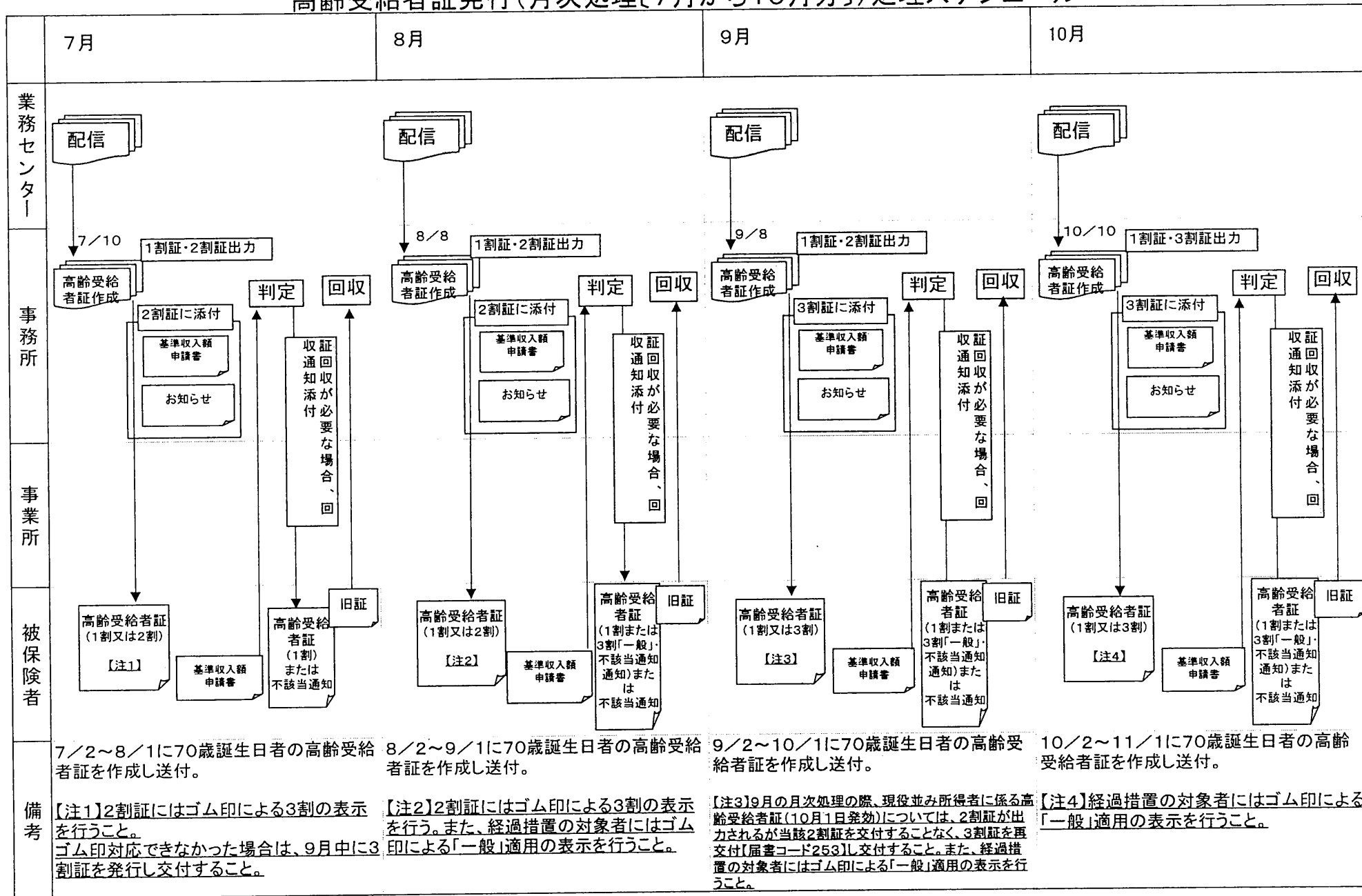
※下線部分が平成18年9月以降適用の一部負担割合判定に係る変更部分

平成18年度定時決定における高齢受給者証発行処理スケジュール



※ 高齢者=70歳以上、高齢受給者=70歳以上で老人医療受給対象者除く。

高齢受給者証発行(月次処理[7月から10月分])処理スケジュール



定期判定早見表

項番	定期判定前	9月(定時決定・収入基準)	標準報酬	前年収入	最終的な割合	10月以降	ゴム印対応		被保険者等へ交付するもの	事業主へ交付するもの
							3割	(一般)		
1	2割	<切替>	2割	2割	2割	3割	○		不該当通知、2割証(3割)	回収通知
2	2割	<切替>	2割	2割(一般)	2割(一般)	3割(一般)	○	○	不該当通知、2割証(3割)(一般)	回収通知
3	2割	<切替>	2割	申請1割	申請1割				1割証(手書き)	回収通知
4	2割	<切替>	1割	申請1割	1割				1割証	回収通知
5	2割	<切替>	1割	2割	1割				1割証	回収通知
6	2割	<切替>	1割	2割(一般)	1割				1割証	回収通知
7	申請1割	<切替>	2割	2割	2割	3割	○		不該当通知、2割証(3割)	回収通知
8	申請1割	<切替>	2割	2割(一般)	2割(一般)	3割(一般)	○	○	不該当通知、2割証(一般)	回収通知
9	申請1割		1割	2割	1割				一部負担金割合通知書	
10	申請1割		1割	申請1割	1割				一部負担金割合通知書	
11	申請1割		2割	申請1割	申請1割				一部負担金割合通知書	
12	申請1割		1割	2割(一般)	1割				一部負担金割合通知書	
13	—		2割	2割	2割	3割	○		不該当通知	
14	—		2割	2割(一般)	2割(一般)	3割(一般)	○	○	2割証(3割)(一般)	
15	—		1割	申請1割	1割				1割証	
16	—		1割	2割	1割				1割証	
17	—		1割	2割(一般)	1割				1割証	
18	—		2割	申請1割	申請1割				1割証(手書き)	
19	2割	注1	2割	未申請者	2割	3割			3割証	回収通知
20	1割	<切替>	2割		2割	3割	○		2割証(3割)、お知らせ、申請書	回収通知
21	1割		1割		1割					

※上記の(一般)とは、経過措置により高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれる者を示す。
 注1:項番19の対象者については、平成18年9月中に3割証を作成の上交付すること。

○現役並み所得者であって、経過措置対象者
とならない者の併記例

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">健康保険高齡受給者証</div>										
X X 29年29月29日 交付										
記号	X X X X X X X X									
番号	Z Z Z Z Z 9									
被 保 険 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">男 女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">X X 29年29月29日</td> </tr> </table>	氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	男 女	生年月日	X X 29年29月29日				
	氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	男 女							
生年月日	X X 29年29月29日									
対 象 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">男 女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">X X 29年29月29日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	男 女	生年月日	X X 29年29月29日		住所		
	氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	男 女							
	生年月日	X X 29年29月29日								
住所										
発効年月日	X X 29年29月29日									
有効期限	X X 29年29月29日									
一部負担金の割合	平成18年10月以降3割負担 2 割									
保 険 者	所在地	-----								
	保険者番号 名称 及び印									

70歳以上の健康保険の被保険者及び被扶養者は
医療機関で受診するときに

健康保険高齡受給者証

が必要になります。

70～74歳の方の医療機関における患者負担は1割負担または2割負担となります。(平成18年10月1日以降2割が3割に変更になります。)

70歳の誕生日を迎えた翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)より該当することになります。具体的には、

- ・ 昭和11年7月2日以降生の方は平成18年8月診療分以降より
- ・ 昭和11年8月2日以降生の方は平成18年9月診療分以降より負担割合が変わります。※毎月1日生の方は当月から該当。

健康保険高齡受給者証について

健康保険高齡受給者証は、70歳以上となった方に1人1枚ずつ交付されます。この証には、対象者の氏名等とともに負担割合と発効年月日(効力が発生する日)が記載されています。

健康保険高齡受給者証の使用方法

健康保険被保険者証とともに健康保険高齡受給者証を医療機関の窓口で提示してください。窓口での一部負担金の割合が1割か2割(18年10月以降は3割)かを判断されます。窓口で提示しなかった場合は1割負担の方も2割(18年10月以降は3割)の負担をすることになります。

健康保険高齡受給者証	
X X 29 年 29 月 29 日 交付	
生年	X X X X X X X X 男
氏名	X X X X X X X X X X X X X X 男
生年月日	X X 29 年 29 月 29 日
姓	X X X X X X X X X X X X X X 男
名	X X X X X X X X X X X X X X 男
生年月日	X X 29 年 29 月 29 日
住所	
発効年月日	X X 29 年 29 月 29 日
有効期限	X X 29 年 29 月 29 日
負担割合	X 割
発行機関	
受給者	

一部負担金割合の判定について

- 70～74歳の健康保険の被保険者の方は、標準報酬月額が28万円未満であれば1割負担、28万円以上であれば原則2割(18年10月以降は3割)負担となります。70～74歳の被扶養者の方は、標準報酬月額が28万円以上の70歳以上の被保険者(65歳以上の老人医療の対象者を含む。)に扶養される方であれば原則2割(18年10月以降は3割)負担となり、70歳未満の被保険者又は標準報酬月額が28万円未満の70歳以上の被保険者に扶養される方は1割負担となります。(2割(18年10月以降は3割)負担となった場合は裏面もご覧ください。)
- 標準報酬月額に関する届出が遅れることにより、負担割合が遡って変わることもありえますが、このときすでに医療機関に受診されていた場合には、後日、差額は請求させていただきます。なお、お返しするときには、別途請求が必要です。

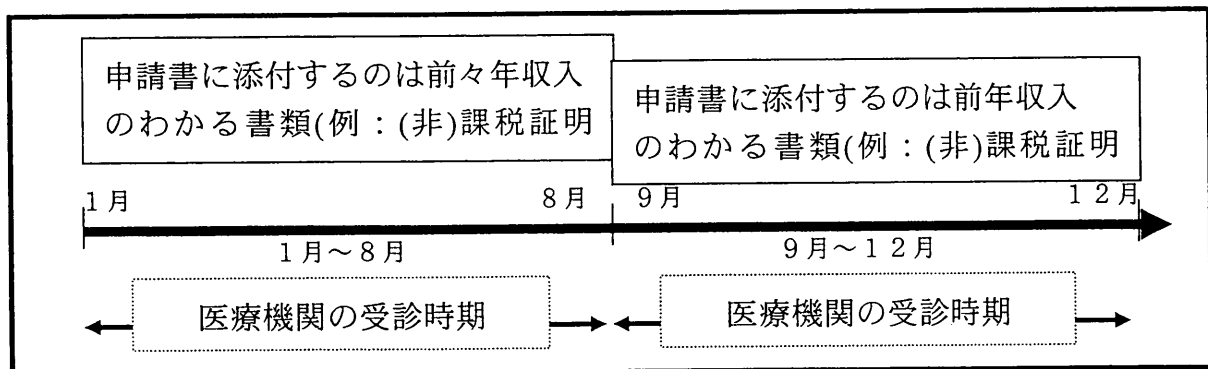
2割(18年10月以降は3割)負担の方の収入額が基準に満たない場合及び平成18年9月の基準収入額の見直しに伴い新たに2割(18年10月以降は3割)負担となる場合

- 2割(18年10月以降は3割)負担と判定された場合であっても、70歳以上の被保険者(70歳以上の被扶養者を有する場合は被保険者及びその被扶養者)の収入が全部で、被扶養者を有する場合は520万円、被扶養者を有しない場合は383万円を下回る場合には、申請により1割負担となります。また、平成18年9月の基準収入額の見直しにより負担割合が2割(平成18年10月以降3割)となる70歳以上の方で基準収入額が下記に該当する方は、申請により、高額療養費の自己負担限度額を「一般」並に据え置く措置がとられます。

< 基準収入額 >

- | | 平成18年8月まで | 平成18年9月以降 |
|---------------------|-----------|-----------|
| ○ 70歳以上の被扶養者を有する場合 | : 621万円未満 | → 520万円未満 |
| ○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合 | : 484万円未満 | → 383万円未満 |
- 高額療養費の自己負担限度額を「一般」並に据え置く措置に該当する方の基準額
- | | |
|---------------------|------------------|
| ○ 70歳以上の被扶養者を有する場合 | : 520万円以上621万円未満 |
| ○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合 | : 383万円以上484万円未満 |

※ ここでいう収入とは、前年(1月から8月に医療機関で受診されるときは前々年)の収入の額すべてが対象になります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。



- この収入の額を申請する場合は「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」に必要事項を記載して、収入のわかる書類(市区町村で発行される(非)課税証明書など)を添付し、お持ちの証の交付年月日から**14日以内**に、社会保険事務所へ申請してください(事業主を通じて届け出ることも可能)。
- 14日を超えて申請された場合には、やむを得ない理由があると認める場合を除き、一部負担割合が1割または、高額療養費の自己負担限度額「一般」(平成18年9月以降で経過措置の対象者の場合)として適用されるのは、その翌月からとなります。
- また、収入基準により1割負担となるには、収入の額を毎年申請する必要があります。

※ なお、虚偽の申告を行い、世帯の収入金額が基準に該当し、負担区分が一定以上所得者(2割(3割)負担者)から一般(1割負担者)となったり、高額医療費の自己負担限度額「一般」適用となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあります。

70歳以上の健康保険の被保険者及び被扶養者は、
健康保険高齢受給者

基準収入額適用申請 をお願いします。

9月からの医療機関における一部負担割合及び高額療養費の自己負担限度額の「一般」に据え置く措置に該当するかどうかを判定いたしますので、対象となる方は基準収入額の適用申請をお願いいたします。

対象となる方

- ① 70歳以上の被保険者（老人医療の対象者は除きます。）又は70歳以上の被保険者（65歳以上の老人医療の対象者を含みます。）に扶養されている被扶養者（老人医療の対象者は除きます。）の方のうち、2割の健康保険高齢受給者証を所持している方や標準報酬月額が28万円以上である方で前年の収入が次の〈基準となる収入の額〉に満たない場合は、基準収入額適用申請の手続きをしていただくと医療機関における一部負担割合が1割となります。
- ② 平成18年9月の基準収入額の見直しにより負担割合が2割（平成18年10月以降3割）となる70歳以上の方で次の〈基準となる収入の額〉に該当する方は、申請により、高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

〈 基準となる収入の額 〉

	平成18年8月まで	平成18年9月以降
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 621万円未満	→ 520万円未満
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 484万円未満	→ 383万円未満
高額療養費の自己負担限度額を「一般」並に据え置く措置に該当する方の基準額		
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 520万円以上621万円未満	
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 383万円以上484万円未満	

平成18年9月からは、基準収入額が見直され、70歳以上の被保険者（70歳以上の被扶養者を有する場合は被保険者及びその被扶養者）の収入が全部で、被扶養者を有する場合は520万円、被扶養者を有しない場合は383万円を下回る場合には、申請により1割負担となります。

※ ここでいう収入とは、

前年（1月から8月に医療機関で受診されるときは前々年）の収入の額すべてが対象になります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など）は除きます。

平成18年10月1日から一定以上の報酬（現役並み所得）を有する高齢受給者の医療給付に係る一部負担金の割合が**2割から3割**に変更になります。現在お持ちの2割の高齢受給者証は、平成18年10月1日以降、使用できなくなりますので、新たに交付される高齢受給者証をご使用いただくようお願いいたします。

申請の方法など

この申請を行う場合は、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」に必要事項を記載して、収入のわかる書類（市区町村で発行される（非）課税証明書など）を添付し、8月7日（休日の場合は、その前日）までに、社会保険事務所へ届け出てください。

（事業主を通じて届け出ることも可能です）。



この申請が認められた場合、一部負担割合が「1割」又は高額療養費の自己負担限度額「一般」適用の健康保険高齢受給者証が交付されます。

<健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書>

（非）

定期判定用	所長	次長	課長	係長	係員
-------	----	----	----	----	----

健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書

被保険者の記号	番号		
被保険者 氏名	印	性別	男・女
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月 日
対象者 氏名	性別	男・女	
生年月日	昭和	年	月 日
住所	〒 -		
現在所属している 高齢受給者証 の発効年月日	平成	年	月 日

70歳以上の被保険者・被扶養者の収入申告書

収入の種類	被保険者氏名		被扶養者氏名		被扶養者氏名	
	有無	収入額	有無	収入額	有無	収入額
給与・賞与等収入 (給与収入等)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族基礎年金)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
その他の収入 ()	有・無	円	有・無	円	有・無	円
個人小計		円		円		円
		円	合計	円		円

上記のとおり収入の額を申告し、関係書類を添えて健康保険高齢受給者基準収入額適用の申請をします。

● この申請書は、原則、8月7日（休日の場合は、その前日）までに届出が必要で、9月以降に申請された場合には、やむを得ない理由があると認める場合を除き、申請があった月の翌月から負担割合が1割に変更されることとなりますのでご注意ください。

● 被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は不要です。

上記のとおり健康保険から申請がありましたので届出します。

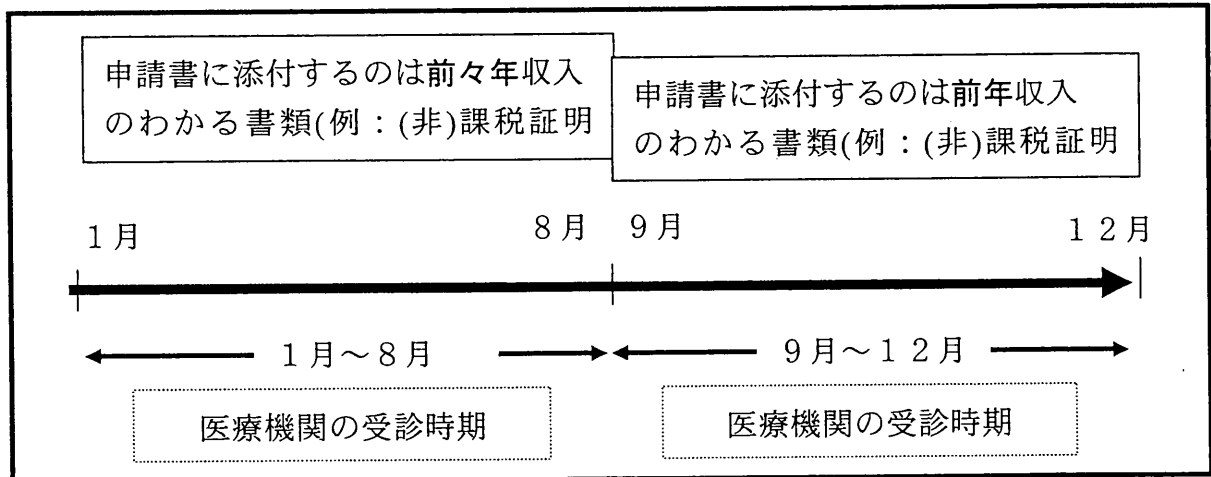
〒 年 月 日 届出

事務所所在地
事業所名称
事業主氏名
業 務 課

社会保険労務士の提出代行書印

印

<添付する書類について>



★ 9月1日以降に申請された場合には、やむを得ない理由があると認める場合を除き、一部負担割合が1割または、高額療養費の自己負担限度額「一般」として適用されるのは、その翌月からとなります。

★ 健康保険高齢受給者基準収入額適用申請は、毎年申請する必要があります。

※ なお、虚偽の申告を行い、世帯の収入金額が基準に該当し、負担区分が一定以上所得者（2割（3割）負担者）から一般（1割負担者）となったり、高額医療費の自己負担限度額「一般」適用となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあります。

所長	次長	課長	係長	係員

健康保険高齡受給者基準収入額適用申請書

被保険者証の記号		番 号	
被 保 険 者	氏 名	印	性別 男・女
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
対 象 者	氏 名		性別 男・女
	生年月日	昭和	年 月 日
	住 所	〒 -	
現在所持している高齡受給者証の発効年月日		平成	年 月 日

70歳以上の被保険者・被扶養者の収入申告欄

収入の種類	被保険者氏名		被扶養者氏名		被扶養者氏名	
	有無	収入額	有無	収入額	有無	収入額
給与、賞与等収入 (パート収入等含)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
公的年金 (老齡基礎年金、老齡厚生年金、退職共済年金、老齡年金、退職年金等)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
その他の収入 ()	有・無	円	有・無	円	有・無	円
個人小計		円		円		円
				合 計		円

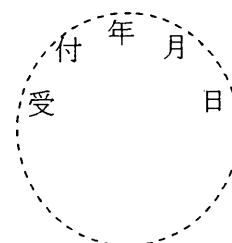
上記のとおり収入の額を申告し、関係書類を添えて健康保険高齡受給者基準収入額適用の申請をします。

◎ この申請書は、健康保険高齡受給者証（2割(平成18年10月以降は3割)）の交付日より14日以内の届出が必要です。

14日を超えて申請された場合は、やむを得ない理由があると認める場合を除き、申請があった月の翌月から負担割合が1割または、高額療養費の自己負担限度額が「一般」（平成18年9月以降で経過措置の対象者の場合）に変更されることとなりますのでご注意ください。

◎ 被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は不要です。

上記のとおり被保険者から申請がありましたので提出します。	
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電 話	〒 平成 年 月 日提出
	印
	()



社会保険労務士の提出代行者印
印

(裏)

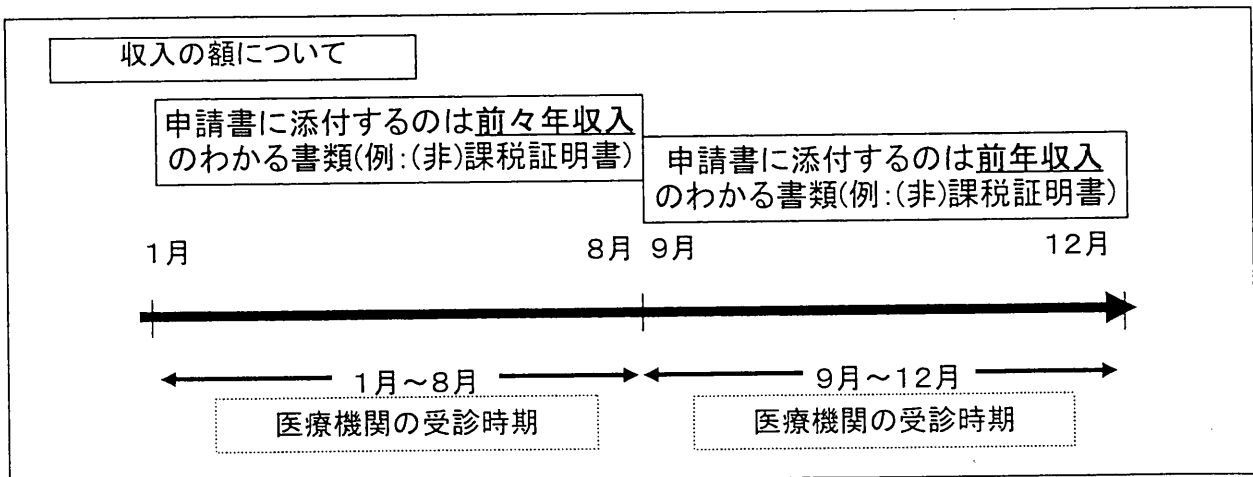
《申請の対象となる方》

- ① 70歳以上の被保険者（老人医療の対象者は除きます。）又は70歳以上の被保険者（65歳以上の老人医療の対象者を含みます。）に扶養されている被扶養者（老人医療の対象者は除きます。）の方のうち、2割（平成18年10月以降3割（以下「3割」という。））の健康保険高齢受給者証を所持している方や標準報酬月額が28万円以上である方で前年の収入が次の＜基準となる収入の額＞に満たない場合は、基準収入額適用申請の手続きをしていただくと医療機関における一部負担割合が1割となります。
- ② 平成18年9月の基準収入額の見直しにより負担割合が2割（3割）となる70歳以上の方で次の＜基準となる収入の額＞に該当する方は、申請により、高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

＜ 基準となる収入の額 ＞	平成18年8月まで	平成18年9月以降
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 621万円未満	→ 520万円未満
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 484万円未満	→ 383万円未満
高額療養費の自己負担限度額を「一般」並に据え置く措置に該当する方の基準額		
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 520万円以上621万円未満	
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 383万円以上484万円未満	

【記入上の注意】

- <注1> 収入申告欄には、前年（1月から8月に医療機関で受診されるときは前々年）の収入の額をすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など）は除きます。
- <注2> 市町村民税を課されているか、いないかにかかわらず、70歳以上の被保険者及び被扶養者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む）それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- <注3> 一部負担金割合が2割（3割）と記載された健康保険高齢受給者証の写しと、収入の欄に記載した金額の証明できる市区町村長の発行する（非）課税証明書、公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の控の写し等の収入額の確認できる書類を添付してください。
※ 前年の収入の額に基づいたその年の（非）課税証明書は、その年の6月以降市区町村にて発行されます。
- <注4> 虚偽の申告を行い、世帯の収入金額が基準に該当し、負担区分が一定以上所得者（2割（3割）負担者）から一般（1割負担者）となったり、高額医療費の自己負担限度額「一般」適用となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあります。



(表)

定期判定用

所長	次長	課長	係長	係員

健康保険高齡受給者基準収入額適用申請書

被保険者証の記号		番 号	
被 保 険 者	氏名	印	性別 男・女
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
対 象 者	氏名		性別 男・女
	生年月日	昭和	年 月 日
	住所	〒 -	
現在所持している高齡受給者証の発効年月日		平成	年 月 日

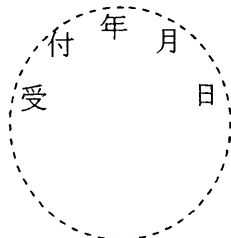
70歳以上の被保険者・被扶養者の収入申告欄

収入の種類	被保険者氏名		被扶養者氏名		被扶養者氏名	
	有無	収入額	有無	収入額	有無	収入額
給与、賞与等収入 (パート収入等含)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
公的年金 (老齡基礎年金、老齡厚生年金、退職共済年金、老齡年金、退職年金等)	有・無	円	有・無	円	有・無	円
その他の収入 ()	有・無	円	有・無	円	有・無	円
個人小計		円		円		円
				合 計		円

上記のとおり収入の額を申告し、関係書類を添えて健康保険高齡受給者基準収入額適用の申請をします。

- ◎ この申請書は、原則、8月7日(休日の場合は、その前日)までに届出が必要です。
9月以降に申請された場合には、やむを得ない理由があると認める場合を除き、申請があった月の翌月から負担割合が1割または、高額療養費の自己負担限度額が「一般」に変更されることとなりますのでご注意ください。
- ◎ 被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は不要です。

上記のとおり被保険者から申請がありましたので提出します。	
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電 話	〒 平成 年 月 日提出
	印
	()



社会保険労務士の提出代行者印
印

(裏)

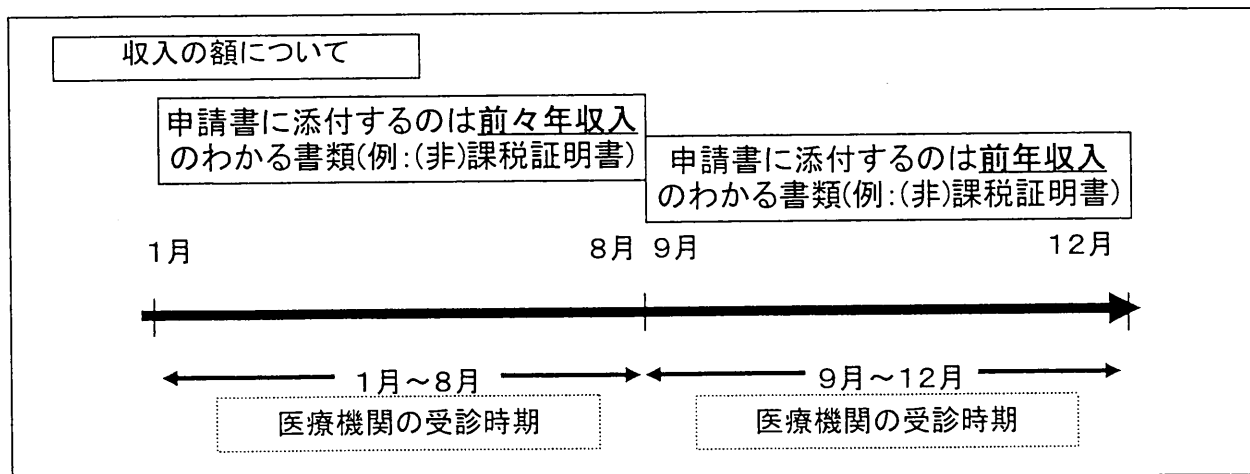
《申請の対象となる方》

- ① 70歳以上の被保険者（老人医療の対象者は除きます。）又は70歳以上の被保険者（65歳以上の老人医療の対象者を含みます。）に扶養されている被扶養者（老人医療の対象者は除きます。）の方のうち、2割（平成18年10月以降3割（以下「3割」という。））の健康保険高齢受給者証を所持している方や標準報酬月額が28万円以上である方で前年の収入が次の＜基準となる収入の額＞に満たない場合は、基準収入額適用申請の手続きをしていただくと医療機関における一部負担割合が1割となります。
- ②平成18年9月の基準収入額の見直しにより負担割合が2割（3割）となる70歳以上の方で次の＜基準となる収入の額＞に該当する方は、申請により、高額療養費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

＜ 基準となる収入の額 ＞	平成18年8月まで	平成18年9月以降
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 621万円未満	→ 520万円未満
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 484万円未満	→ 383万円未満
高額療養費の自己負担限度額を「一般」並に据え置く措置に該当する方の基準額		
○ 70歳以上の被扶養者を有する場合	: 520万円以上621万円未満	
○ 70歳以上の被扶養者を有しない場合	: 383万円以上484万円未満	

【記入上の注意】

- <注1>収入申告欄には、前年（1月から8月に医療機関で受診されるときは前々年）の収入の額をすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など）は除きます。
- <注2>市町村民税を課されているか、いないかにかかわらず、70歳以上の被保険者及び被扶養者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む）それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- <注3>一部負担金割合が2割（3割）と記載された健康保険高齢受給者証の写し（交付を受けていない方は必要ありません。）と、収入の欄に記載した金額の証明できる市区町村長の発行する（非）課税証明書、公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の控の写し等の収入額の確認できる書類を添付してください。なお、健康保険高齢受給者証の交付を受けていない方は、「現在所持している高齢受給者証の発効年月日」欄の余白にその旨を明記してください。
- ※ 前年の収入の額に基づいたその年の（非）課税証明書は、その年の6月以降、市区町村にて発行されます。
- <注4>虚偽の申告を行い、世帯の収入金額が基準に該当し、負担区分が一定以上所得者（2割（3割）負担者）から一般（1割負担者）となったり、高額医療費の自己負担限度額「一般」適用となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあります。



申請者 _____ 様

平成 年 月 日

社会保険事務所長

健康保険高齢受給者基準収入額適用判定不該当通知書

さきにあなたから申請された基準収入額適用について、下記5のとおり不該当となりましたので通知します。

なお、今回の判定で下記6に該当するため、高額療養費の支給については、一般の高齢受給者とみなされますので、併せて通知します。

記

- 1 被保険者証の記号番号 _____
- 2 被 保 険 者 氏 名 _____
- 3 対 象 者 氏 名 _____
- 4 申 請 日 _____
- 5 不 該 当 の 理 由
 - ① 被扶養者を有し収入の額が520万円以上のため
 - ② 被扶養者を有せず収入の額が383万円以上のため
 - ③ その他 (_____)
- 6 経 過 措 置 対 象 理 由
 - ① 被扶養者を有し収入の額が520万円以上621万円未満のため
 - ② 被扶養者を有せず収入の額が383万円以上484万円未満のため

※経過措置対象者は、高額療養費支給の際の自己負担限度額は「一般」の額が適用になります。

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日から60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

高齢受給者基準収入額適用判定台帳（特定収入被保険者用）

被保険者証の記号番号	被保険者氏名	性別	対象者氏名	性別	住所	旧証有効期限	適用認定年月日	証有効年月日	認定終了年月日	備考	収入合算対象者氏名	収入額
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円
		男・女		男・女		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
受付年月日	被保険者生年月日		対象者生年月日			旧証発効年月日	証発効年月日	証交付年月日	認定終了理由			円
年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		合 計	円



庁保発第 0721001 号

平成 18 年 7 月 21 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部長

(公 印 省 略)

老人保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について

標記については、老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 241 号）が、平成 18 年 7 月 21 日に公布され、同日から施行することとされ、別添のとおり厚生労働省から当職あて通知されたところであるので、その実施に当たり、遺漏のないよう配慮されたい。



保発第0721004号
平成18年7月21日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

老人保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第241号）が、平成18年7月21日に公布され、同日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下社会保険事務所に対する周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

記

I 改正の趣旨

- 1 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止が行われたこと、並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、老人保健法等における一部負担金の割合が2割となる者（以下「現役並み所得者」という。）の判定基準とする収入額を改めるとともに、一部負担金の割合等に変更のある者について急激な負担の増大を緩和するため、平成18年8月から2年間経過措置を講じる。
- 2 市町村民税非課税等の世帯のうち所得が一定の基準に満たない世帯（以下「低所得I区分」という。）の対象範囲を拡大するため、区分判定における雑所得の算定に係る公的年金等控除額を改める。

II 改正の内容

1 老人保健法施行令関係

- ① 現役並み所得者の判定基準とする収入の額については、次のとおり改正を行ったこと。

なお、この改正については、平成18年8月から適用されるものであること。

- i 高齢者複数世帯における収入の額については、621万円から520万円に改めたこと。
- ii 高齢者単身世帯における収入の額については、484万円から383万円に改めたこと。

② 低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、「65万円」を適用しているところを、平成18年8月から「80万円」に改めたこと。

③ 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する者については、平成18年8月から2年間、一般の世帯と同額の自己負担限度額を適用すること。対象者は次の所得及び収入の額のいずれかに該当する者(特定所得老人医療対象者)とすること。

i 所得 所得の額については、145万円以上213万円未満

ii 収入 高齢者複数世帯における収入の額については、520万円以上621万円未満

高齢者単身世帯における収入の額については、383万円以上484万円未満

④ 65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(以下「税法上の経過措置対象者」という。)と同一の世帯に属する市町村民税非課税者(特定非課税老人医療対象者)について、市町村民税非課税等の世帯(低所得Ⅱ区分)と同額の自己負担限度額を適用すること。

また、税法上の経過措置対象者と同一の世帯に属する老齢福祉年金受給者又は税法上の経過措置対象者である老齢福祉年金受給者(特定年金受給老人医療対象者)については、低所得Ⅰ区分と同額の自己負担限度額を適用すること。

なお、これらの経過措置については平成18年8月から2年間適用されるものであること。

2 国民健康保険法施行令関係

70歳以上の被保険者については、上記1と同様の改正を行ったこと。

3 健康保険法施行令及び船員保険法施行令関係

70歳以上の被保険者及び70歳以上の被扶養者については、上記1と同様の改正を行い、適用の時期については、1のうち①及び③については平成18年9月から、②及び④については平成18年8月から、それぞれ適用されるものであること。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令概要

1. 改正の趣旨

平成16年度税制改正において公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置の廃止が行われたことに伴い、老人保健法施行令等において所要の改正及び経過措置を講じるもの。

2. 改正の内容

① 70歳以上の現役並み所得者に係る基準の設定

- ・課税所得額 145万円（現行と同額）
- ・収入額
 - （高齢者複数世帯）621万円→520万円
 - （高齢者単身世帯）484万円→383万円

② 低所得区分の対象範囲の拡大

〔改正内容〕

低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、現在「65万円」を適用しているところであるが、平成18年8月より「80万円」を適用することとする。

③ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う高額医療費算定の特例

※「老人医療受給対象者等」には70歳以上の高齢受給者を含む。

(1) 特例内容

低所得者世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるものであるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部（例えば夫）が課税者となるが、一部（例えば妻）は非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者（例えば妻）について、低所得Ⅱの限度額とみなす。

また、食事の標準負担額についても低所得Ⅱの額とみなす。

(2) 特例対象者

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者（前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の者。以下「税法上の経過措置対象者」という。）と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等。

[老齢福祉年金受給者に係る適用]

税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市町村民税非課税者である老齢福祉年金受給者については、「低所得Ⅰ」とみなす。

また、老齢福祉年金受給者が税法上の経過措置対象者である場合についても同様に、「低所得Ⅰ」とみなす。

ただし、それぞれ同一世帯に市町村民税課税者（税法上の経過措置対象者を除く）がいる場合を除く。

④ 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

(1) 経過措置内容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般とみなす。

(2) 判定基準

- ・ 課税所得額 145万円以上213万円未満
- ・ 収入額
 - （高齢者複数世帯）520万円以上621万円未満
 - （高齢者単身世帯）383万円以上484万円未満

3. 施行及び適用

公布日施行とする。

平成18年度の現役並み所得者の判定等から適用するため、老人保健及び国民健康保険については平成18年8月から適用する。

健康保険、船員保険、国家公務員共済及び地方公務員等共済については、②及び③について平成18年8月から、①及び④について平成18年9月から適用することとする。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二三八)

○道路運送法施行令及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令(二二二九)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(二二四〇)

○老人保健法施行令等の一部を改正する政令(二二四一)

(省 令)

○旅行業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通八〇)

(告 示)

○道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委二一〇)

○除籍が滅失した件(法務三六三)

○宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約へのトルコ共和国の加入に関する件(外務四三四)

○著作権に関する世界的所有権機関条約のベルギー王国による批准に関する件(同四三五)

○実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約のベルギー王国による批准に関する件(同四三六)

○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのエストニア共和国の加入に関する件(同四三七)

○生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書へのドミニカ共和国の加入に関する件(同四三八)

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八條第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六條の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件(財務二九一)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二條第一項及び第三項に基づき同條第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同條第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件(同二九二)

○高速自動車国道に関する件(国土交通八五九)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(同八六〇)

○宅地造成等規制法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件(同八六一)

○都市計画に関する件(北陸地方整備局一〇八)

○道路に関する件(九州地方整備局一二三)

(人事異動)

内閣 法務省 公安調査庁 最高裁判所 埼玉県 岐阜県 大阪府 広島県 福岡県

(皇室事項)

(官庁報告)

国家試験

採用候補者名簿の失効(人事院)
公認会計士試験の試験場
(公認会計士・監査審査会)
平成十八年度土地改良換地士資格試験の実施について(農林水産省)

(公 告)

諸事項

官庁

入札、財団、信託受益権販売業者営業保証金取戻し、証券無効関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係
地方公共団体
公債抽せん(東京都区)、教育職員免許状失効関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部改正)

第二条 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。
軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。

- 一 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可
- 二 軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可
- 三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の変更に係る届出の受理
- 四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第五項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理
- 五 軌道法第十八条の三第七項の規定による運転管理者の解任に係る命令
- 六 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十五条第三項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る命令又は許可の取消し

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年七月二十一日

政令第二百四十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

- 一 軌道法第十三条の規定による提出の命令及び監査
- 二 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による安全管理規程(前項第三号に規定する届出があつた変更に係る部分に限る)の変更の命令

三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表

四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十五条第二項の規定による報告徴収

五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十六条第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問

附則

(施行期日)

1 この政令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にされた軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可の申請に係る処分については、なお従前の例による。

国土交通大臣 北側 一雄
内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣総理大臣 小泉純一郎

御名 御璽

平成十八年七月二十一日

政令第二百四十一号

老人保健法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十八条第一項第二号及び第四十六条の八第二項、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十四条第一項第三号、第七十号第二項第一号二及び第七十五号第二項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八号ノ三第一項第三号、第三

別表第一の第一の八の(二)のこがねむし科の項中「ケイロトヌス属(テナガコガネ属)に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル」を「ケイロトヌス属(テナガコガネ属)に属する種のうちケイロトヌス(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの」を「ケイロトヌス属(クモテナガコガネ属)全種、エウキルス属(クモテナガコガネ属)全種、プロボマクルス属(ヒメテナガコガネ属)全種」に改め、同表の第一の八中

ロトヌス・ヤンバル	(一) はち目
を	(二) はち目
を	みつばち科
を	ボンブス・テル

レストリス(セイヨウオオマルハナバチ)

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む)のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日以前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣 中川 昭一
環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

老人保健法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

十一ノ二第二項第一号二及び第三十一ノ六第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五條第二項第三号、第五十七條第二項第一号二及び第六十條の二第二項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五條において準用する場合を含む）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十二條第一項第四号及び第五十七條の二第二項並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第五十七條第二項第三号、第五十九條第二項第一号二及び第六十二條の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（老人保健法施行令の一部改正）
第一条 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。

第十四條第一項第一号中「次項」の下に「並びに附則第二條及び第三條」を加え、同條第六項中「所得割を除く。」の下に「附則第二條第五項及び第三條第五項において同じ。」を「ものを除く。」の下に「附則第三條第五項において単に「高齢福祉年金」という。」を加える。

第十五條第一項第四号ただし書中「六十五万円」を「八十万円」に改める。
第十六條第一項中「この項において」を「この項並びに附則第二條第四項及び第三條第四項において」に改める。

附則第二條及び第三條を次のように改める。
（特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例）
第二条 特定非課税老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第十四條第一項の規定により当該特定非課税老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定非課税老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五條第一項第三号に定める額とする。
3 特定非課税老人医療対象者に係る第十四條第二項の高額医療費算定基準額は、第十五條第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六條第一項の規定により特定非課税老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費については、市町村長が医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定非課税老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
一 第十六條第一項第一号に掲げる療養 同号八に掲げる者
二 第十六條第一項第二号に掲げる療養 同号八に掲げる者

5 第一項及び前二項の特定非課税老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）以下この項及び次条第五項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六條第二項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

（特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例）
第三条 特定年金受給老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第十四條第一項の規定により当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五條第一項第四号に定める額とする。
3 特定年金受給老人医療対象者に係る第十四條第二項の高額医療費算定基準額は、第十五條第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六條第一項の規定により特定年金受給老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費については、市町村長が医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定年金受給老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。
一 第十六條第一項第一号に掲げる療養 同号二に掲げる者
二 第十六條第一項第二号に掲げる療養 同号二に掲げる者

5 第一項及び前二項の特定年金受給老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十七年度分の地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、高齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）
二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

（健康保険法施行令の一部改正）
第二条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
第三十四條第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。
第三十九條第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に改める。
第四十一條第一項第一号中「第四十三條まで」及び「者（以下この條）の下に」及び「及び附則第二條」を加え、「第三項まで」を「以下この項から第三項まで及び附則第二條」に改め、同條第二項中「この項」の下に「及び附則第二條第二項第一号」を加える。
第四十二條第二項第四号ただし書中「六十五万円」を「八十万円」に改める。
附則第二條第一項とし、同條に見出しとして「施行期日」を付し、同條の次に次の一條を加える。
（市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例）
第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第四十一條第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第二條第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第四十三條第三項中「第四十一條第二項又は第三項」とあるのは「第四十一條第三項又は附則第二條第二項」と、「当該各号」とあるのは「当該各号八」と、同條第八項及び第九項中「第四十一條」とあるのは「第四十一條第三項から第六項まで、附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する第四十一條第一項及び附則第二條第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、第四十一条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者（ことに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額
 3 第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項の高額療養費算定基準額については、第四十二条第一項（第三号を除く。）中「前条第一項の」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、同条第一項又は第二項とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、以下この条及び次条第一項第一号口とあるのは「次号」と、「被保険者」とあるのは「附則第二条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第四十二条第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは「附則第二条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第四十二条第二項第三号に定める額とする。
 6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者に係る第四十二条第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 一 その被扶養者の療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者

二 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者
 8 前各項の規定は、前項各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。
 第八条第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に改める。

第九条第一項第一号中「第十一条まで」及び「者（以下この条の下に「及び附則第三条」を加え、「第三項まで」を「以下この項から第三項まで及び附則第三条」に改め、同条第二項中「この項の下に」及び附則第三条第二項第一号）を加える。
 第十条第二項第四号ただし書中「六十五万円」を「八十万円」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付する。
 附則第二項を附則第二条第一項とし、附則第三項を同条第二項とし、同条に見出しとして「管轄地方社会保険事務局長等の特例」を付する。
 附則第四項を削る。

附則に次の一条を加える。

（市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例）
 第三条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第九条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一号第三項中「第九号第二項又は第三項」とあるのは「第九号第三項又は附則第三条第二項」と、「当該各号」とあるのは「当該各号八」と、同条第八項及び第九項中「第九号」とあるのは「第九号第三項から第六項まで、附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する第九号第一項及び附則第三条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、第九条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者（ことに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第九条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額
 3 第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の高額療養費算定基準額については、第十条第一項（第三号を除く。）中「前条第一項の」とあるのは「附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三条第二項」と、「以下この条及び次条第一項第一号口」とあるのは「次号」と、「被保険者」とあるのは「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第十条第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは「附則第三条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三条第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十条第二項第三号に定める額とする。
 6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者に係る第十条第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その被扶養者の療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第二項に該当する者

二 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六條第四項に該当する者

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四條 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六條の表以外の部分中「第十一條の四」及び「第六項まで」の下に「並びに附則第三十四條の三」を加え、同條の表に次のように加える。

附則第三十四條の三第一項、第二項、第六項及び第七項	市町村民税経過措置対象組合員	市町村民税経過措置対象加入者
附則第三十四條の三第八項	市町村民税経過措置対象組合員	市町村民税経過措置対象加入者
	組合員の	加入者の

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三の二第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。

第十一條の三の三第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に改める。

第十一條の三の四第一項第一号中「において同じ」とは、「及び附則第三十四條の三第八項において同じ」とし、「又は」に「において同じ」とし、「及び附則第三十四條の三において同じ」とし、「この条において」とは、「この条並びに附則第三十四條の三第一項及び第二項において」とに改め、「第三項まで」の下に「並びに附則第三十四條の三第一項、第二項及び第八項」を加え、同條第二項中「この項」の下に「及び附則第三十四條の三第二項第一号」を加える。

附則第三十四條の二の次に次の一條を加える。

（市町村民税経過措置対象組合員に対する高額療養費の支給に関する特例）

第三十四條の三 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第十一條の三の四第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三十四條の三第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象組合員に対して支給される高額療養費の額は、第十一條の三の四第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した金額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る第十一條の三の四第二項各号に掲げる金額を合算した金額から同條第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一條の三の四第一項の高額療養費算定基準額については、第十一條の三の五第一項第一号中「同條第一項又は第二項」とあるのは、「同條第一項若しくは第二項又は附則第三十四條の三第一項の規定により読み替えて適用する前條第一項若しくは附則第三十四條の三第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 第十一條の三の五第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同條第二項中「前條第二項」とあるのは、「附則第三十四條の三第二項第一号」と、同項第一号中「次号から第四号まで」とあるのは、「次号」と、同項第二号中「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは、「当該療養のあつた月以前の十二ヶ月以内に既に高額療養費（前條第一項若しくは第二項又は附則第三十四條の三第一項の規定により読み替えて適用する前條第一項若しくは附則第三十四條の三第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十一條の三の五第二項第三号に定める金額とする。

6 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第十一條の三の五第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額とする。

7 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第十一條の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」とする。

8 第一項、第二項、第六項及び前項の市町村民税経過措置対象組合員は、組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その被扶養者が療養を受ける月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第二項に該当する者

二 その被扶養者が療養を受ける月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六條第四項に該当する者

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第四項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。

第二十九條の二第一項第一号中「第二十九條の四まで」の下に「及び附則第二條」を加え、「第三項まで」を「以下この項から第三項まで及び附則第二條」に改め、同條第二項中「この項」の下に「及び附則第二條第二項第一号」を加える。

第二十九條の三第一項第三号中「この号」の下に「及び附則第二條第七項」を加え、同條第三項第四号ただし書中「六十五万円」を「八十万円」に改める。

第二十九條の四第一項中「以下この項」の下に「及び附則第二條第七項」を加える。

附則第一項を附則第一條とする。

附則第二項から第十一項までを削る。

附則第十二項を附則第三條とし、同條を見出しとして「市町村の保険料の基礎賦課額に関する基準の特例」を付し、同條の前に次の一條を加える。

（特定非課税被保険者に係る高額療養費の支給に関する特例）

第二條 特定非課税被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第二十九條の二第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第二條第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九條の四第五項及び第六項中「第二十九條の二」とあるのは、「第二十九條の二第三項から第五項まで、附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する第二十九條の二第一項及び附則第二條第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 特定非課税被保険者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対して支給される高額療養費の額は、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該特定非課税被保険者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に、特定非課税被保険者按分率（特定非課税被保険者が同一の月に受けた療養に係る第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「特定非課税被保険者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 特定非課税被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額
3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の三第一項（第三号を除く。）中「前条第一項」とあるのは「次号」と、同条第一項又は第二項とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第二項第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二項」と、以下この条及び次条第一項第一号口とあるのは「次号」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第二十九条の三第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第二項」とあるのは「附則第二項第二項第一号」と、「次号」から第四号までとあるのは「次号」と、高額療養費算定回数該当の場合とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第二項第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二項第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第二十九条の三第三項第三号に定める額とする。
6 特定非課税被保険者に係る第二十九条の三第四項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第二十九条の四第一項の規定により特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が保険医療機関等に支払う額の算定に当たつては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者となし、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第一項及び第二項中「第二十九条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二十九条の二第三項又は附則第二項第二項」とする。
一 第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号八に掲げる者
二 第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号八に掲げる者

8 第一項、第二項及び前二項の特定非課税被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ又はロのいずれかに該当する者

イ 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号、以下この項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六條第二項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯

の世帯主及びその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属するすべての市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）
二 被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ又はロのいずれかに該当する者

イ 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第二項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）
ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者と同じの世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

附則第十三項を附則第四條とする。
附則第十四項中「前項」を「前条」に、「同条第五項第一号」を「同項第一号」に改め、同項を附則第十五項とする。
附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第四條」に、「同条第五項第一号」を「同項第一号」に改め、同項を附則第六條とする。

附則第十六項の前の見出しを削り、同項を附則第七條第一項とし、附則第十七項中「附則第十九項」を「次条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に見出しとして「平成十八年度における保険料に係る所得割額の算定の特例」を付する。
附則第十八項の前の見出しを削り、同項を附則第八條第一項とし、附則第十九項を同条第二項とし、同条に見出しとして「平成十九年度における保険料に係る所得割額の算定の特例」を付する。

附則第二十項を附則第九條とする。
附則第二十一項の前の見出しを削り、同項を附則第十條第一項とし、附則第二十二項を同条第二項とし、同条に見出しとして「長期譲渡所得に係る保険料の特例」を付する。
附則第二十三項の前の見出しを削り、同項を附則第十一條第一項とし、附則第二十四項を同条第二項とし、附則第二十五項中「附則第二十三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に見出しとして「株式等に係る譲渡所得に係る保険料の特例」を付する。

附則第二十六項の前の見出しを削り、同項を附則第十二條第一項とし、附則第二十七項を同条第二項とし、同条に見出しとして「先物取引に係る雑所得に係る保険料の特例」を付する。
附則第二十八項を附則第十三條とする。
附則第二十九項を附則第十四條とする。

第七條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。
第二十三條の三第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。
第二十三條の三の二第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に改める。

第二十三条の三の三第一項第一号中、「において同じ。」又は「を」と及び附則第五十二條の五第八項において同じ。」又は「に」とにおいて同じ。」が、「を」と及び附則第五十二條の五において同じ。」が、「この条において」とを、「この条並びに附則第五十二條の五第一項及び第二項において」とに改め、「第三項まで」の下に「並びに附則第五十二條の五第二項及び第八項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び附則第五十二條の五第二項第一号」を加える。

附則第五十二條の四の次に次の一条を加える。
(市町村民税経過措置対象組合員に対する高額療養費の支給に関する特例)
第五十二條の五 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第二十三條の三の三第一項中「次項又は第三項」とあるのは、第三項又は附則第五十二條の五第二項と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象組合員に対して支給される高額療養費の額は、第二十三條の三の三第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した金額を加算した金額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る第二十三條の三の三第二項各号に掲げる金額を合算した金額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額
3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十三條の三の三第一項の高額療養費算定基準額については、第二十三條の三の四第一項第一号中「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第五十二條の五第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第五十二條の五第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 第二十三條の三の四第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第五十二條の五第二項第一号」と、同項第一号中「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、同項第二号中「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあった月以前の十二ヶ月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第五十二條の五第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第五十二條の五第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第二十三條の三の四第二項第三号に定める金額とする。
6 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第二十三條の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額とする。

7 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第二十三條の三の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは「当該各号ハ」とする。
8 第一項、第二項、第六項及び前項の市町村民税経過措置対象組合員は、組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 その被扶養者が療養を受ける月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第二項に該当する者

二 その被扶養者が療養を受ける月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六條第四項に該当する者

附則

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 老人保健法施行令の一部改正に伴う経過措置
第一条の規定による改正後の老人保健法施行令第四條第三項及び第十五條第一項第四号の規定は、医療を受ける日の属する月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあった日が同月以後の場合について適用し、医療を受ける日の属する月が同年七月までの場合及び療養のあった日が同月までの場合については、なお従前の例による。

第三条 老人保健法（以下この項において「法」という。）第二十八條第一項第二号の規定が適用される者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得老人医療対象者」という。）に係る老人保健法施行令（以下この条において「令」という。）第十四條第一項の高額医療費算定基準額は、令第十五條第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
一 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第二十八條第一項第二号の所得の額が二百三十三万円未満である者

二 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第四條第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の法第十七條第二項に規定する老人医療受給対象者（第四号において単に「老人医療受給対象者」という。）又は令第三條に規定する者がいない者）であつては、四百八十四万円未満である者
三 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第二十八條第一項第二号の所得の額が二百三十三万円未満である者

四 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四條第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又は令第三條に規定する者がいない者）であつては、四百八十四万円未満である者
2 特定所得老人医療対象者に係る令第十四條第二項の高額医療費算定基準額は、令第十五條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第十六條第一項の規定により特定所得老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が同項に規定する医療機関に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。
一 令第十六條第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額
二 令第十六條第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新令」という。）第三十四條第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。
2 新令第三十九條第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において単に「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

3 新令第四十二條第二項第四号の規定は、療養のあった月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあった月が同年七月までの場合については、なお従前の例による。
第五条 健康保険法第七十四條第一項第三号又は第十條第二項第一号の規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第四十一條第二項の高額療養費算定基準額は、令第四十二條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 令第四十二條第二項第四号の規定は、療養のあった月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあった月が同年七月までの場合については、なお従前の例による。
第五条 健康保険法第七十四條第一項第三号又は第十條第二項第一号の規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第四十一條第二項の高額療養費算定基準額は、令第四十二條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

二 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年八月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

三 特定収入被保険者に係る令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、令第四十二条第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

四 令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第四十三条第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額
二 令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額

四 特定収入被保険者に対する特定療養費又は家族療養費に係る高額療養費の支給については、令第四十三条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規定を適用する。
（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

六 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下この条において「新令」という。）第四十二条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

二 新令第八十二条第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において単に「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

三 新令第十條第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合については、なお従前の例による。

七 船員保険法第二十八条ノ三第一項第三号又は第三十一條ノ二第二項第一号二の規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る船員保険法施行令（以下この条において「令」という。）第九條第二項の高額療養費算定基準額は、令第十條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年八月までの場合における令第四條第二項又は第八條第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者
二 特定収入被保険者に係る令第九條第三項の高額療養費算定基準額は、令第十條第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。
三 令第十一條第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。
一 令第十一條第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額
二 令第十一條第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額
四 特定収入被保険者に対する特定療養費又は家族療養費に係る高額療養費の支給については、令第十一條第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第八条 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

二 新令第十一条の三の三第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

九 国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号二の規定が適用される組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「令」という。）第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、令第十一条の三の五第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額とする。

一 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

二 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年八月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

三 特定収入組合員又はその被扶養者に係る令第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」とする。
（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

十 第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第四項及び第二十九条の三第三項第四号の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあつた日が同月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年七月までの場合及び療養のあつた日が同月までの場合については、なお従前の例による。

十一 国民健康保険法（以下この条において「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定が適用される者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得被保険者」という。）に係る国民健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第二十九条の二第二項の高額療養費算定基準額は、令第二十九条の三第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第四十二条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者
二 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における令第二十七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は令第二十七条の二第一項に規定する者に限る。第四号において同じ。）がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

三 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四十二条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者
四 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における令第二十七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

三 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四十二条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者
四 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における令第二十七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者がいない者）にあつては、四百八十四万円未満である者

2 特定所得被保険者に係る令第二十九条の第二第三項の高額療養費算定基準額は、令第二十九条の第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第二十九条の第四第一項の規定により特定所得被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について被保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第二十九条の第四第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額
二 令第二十九条の第四第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額
（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第七條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「新令」という。）第二十三條の第三項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

2 新令第二十三條の第三項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

第十三条 地方公務員等共済組合法第五十七條第二項第三号又は第五十九條第二項第一号二の規定が適用される組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「令」という。）第二十三條の第三項第二項の高額療養費算定基準額は、令第二十三條の第三項第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第二十三條の第三項第二項又は第二十三條の第三項第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年八月までの場合における令第二十三條の第三項第二項又は第二十三條の第三項第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

三 特定収入組合員又はその被扶養者に係る令第二十三條の第三項第二項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中、「当該各号」とあるのは、「当該各号イ」とする。

省令

国土交通省令第八十号
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
旅行業法施行規則の一部を改正する省令
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。
4 国土交通大臣は、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。
第二十條を次のように改める。
（試験の一部免除）
第二十條 法第十一條の第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎

一 国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識並びに国内旅行業務
二 総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務
三 総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行業務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行業務
四 国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務について合格点を得た者 次回の国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務
第五十三條中「第十三條第一項及び第十四條第一項」を「第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第四項」に改める。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正後の旅行業法施行規則第二十二條第二号から第四号までの規定は、平成十八年度以後に総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務若しくは海外旅行業務又は国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行業務について合格点を得た者について適用する。

告示

○国家公安委員会告示第二十号
道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第百十條第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の規定に基づき改正する。
平成十八年七月二十一日
国家公安委員会委員長 斎掛 哲男
第一号の表五十六号の項の次に次のように加える。
百五号 大仙市内小友から同市飯田まで
同表四百八十三号の項中「丹波市氷上町から同市春日町まで」を「丹波市から朝来市まで」に改める。

附則
この告示は、平成十八年七月二十二日から施行する。ただし、第一号の表五十六号の項の次に一項を加える改正規定は、平成十八年七月三十一日から施行する。
○法務省告示第三百六十三号
福島県双葉郡広野町役場保存の次の除籍が滅失した。
平成十八年七月二十一日
法務大臣臨時代理
国務大臣 斎掛 哲男
福島県双葉郡広野村大字下浅見川字櫻田三十六番地 高橋 長一

○外務省告示第四百三十四号
トルコ共和国政府は、昭和五十年一月十四日にニューヨークで署名のために開放された「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」の加入書を平成十八年六月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よつて、同条約は、同日にトルコ共和国について効力を生じた。
（平成十八年六月二十一日付け国際連合事務総長書簡）
平成十八年七月二十一日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百三十五号
ベルギー王国政府は、平成十八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界的所有権機関条約」の批准書を平成十八年五月三十日に世界的知的所有権機関の事務局長に寄託した。よつて、同条約は、平成十八年八月三十日にベルギー王国について効力を生ずる。
（平成十八年五月三十日付け世界的知的所有権機関事務局長回章）
平成十八年七月二十一日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百三十六号
ベルギー王国政府は、平成十八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界的知的所有権機関条約」の批准書を平成十八年五月三十日に世界的知的所有権機関の事務局長に寄託した。よつて、同条約は、平成十八年八月三十日にベルギー王国について効力を生ずる。
（平成十八年五月三十日付け世界的知的所有権機関事務局長回章）
平成十八年七月二十一日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百三十七号
ベルギー王国政府は、平成十八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界的知的所有権機関条約」の批准書を平成十八年五月三十日に世界的知的所有権機関の事務局長に寄託した。よつて、同条約は、平成十八年八月三十日にベルギー王国について効力を生ずる。
（平成十八年五月三十日付け世界的知的所有権機関事務局長回章）
平成十八年七月二十一日
外務大臣 麻生 太郎